

●令和5年度市民参加手続きの実施予定について

南九州市みんなのまちづくり参加条例第9条に基づき、市民の皆さんが事前に市民参加の予定を立てることができるよう、今年度の市民参加手続きの実施予定を公表します。

	市民参加の対象政策など	政策などの概要	市民参加の方法及び実施予定	担当課
1	第2期南九州市創生総合戦略	令和2年度から令和4年度までの3年間を期間として策定された「第2期南九州市創生総合戦略」の政策分野ごとの基本目標と施策ごとの重要行政評価指標を達成度により検証・改善するもの。	審議会(8月頃)	企画課
2	第2次南九州市総合計画後期基本計画(第3期南九州市創生総合戦略)の改定	令和5年度から令和9年度までの5年間を期間として策定された「第2次南九州市総合計画後期基本計画(第3期南九州市創生総合戦略)」について、国が新たに策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の内容等を勘案するため改訂を行うもの。	審議会, パブリックコメント(実施時期未定)	企画課
3	第3期障害児福祉計画	令和6年度から令和8年度までの3年間を期間とし、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や円滑な実施に関する計画を策定するもの。	パブリックコメント(12月頃)	福祉課
4	南九州市障害者計画	令和6年度から令和11年度までの6年間を期間とし、障害者の施策全般にわたる基本的な事項及び地域における障害者の暮らしを支えるための計画を策定するもの。	パブリックコメント(12月頃)	福祉課
5	第7期障害福祉計画	令和6年度から令和8年度までの3年間を期間とし、障害福祉サービスに関する数値目標やサービスの提供体制確保のための計画を策定するもの。	パブリックコメント(12月頃)	福祉課
6	都市計画変更(用途地域, 地区計画)	令和5年度に策定するもので、地区内で行われる建築・開発行為等を規制・誘導することで、目標とするまちづくりの実現を図る。	審議会(令和6年2月) パブリックコメント, ワークショップ(実施時期未定)	都市政策課